

告 示

埼玉県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸広百貨店 飯能店

飯能市柳町二十二番地十一号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社丸広百貨店 代表取締役社長 大久保敏三

川越市新富町二丁目六番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十一年八月二十五日